



第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 松戸ビルヂング・三井生命松戸ビル
- 2 所在地 松戸市松戸字坂下1307番地1ほか
- 3 建物設置者 松戸市 松戸市長 川井敏久
- 4 小売業者名 株式会社伊勢丹（業種：百貨店）ほか
- 5 変更しようとする事項

（1）開店時刻

（変更前）午前10時

（変更後）午前10時（年間30日に限り午前9時）

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分から午後9時30分

（変更後）午前9時30分から午後9時30分

（年間30日に限り午前8時から午後9時30分）

- 6 変更年月日 平成20年12月30日

7 処理経過

- （1）届出日 平成19年11月2日
- （2）公告縦覧期間 平成19年11月27日～平成20年3月27日
- （3）説明会開催日 平成19年12月4日不要承認済

8 市町村・住民等の意見

- （1）松戸市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年5月23日通知

<理由>

- （1）この届出は、開店時刻等を年間30日に限り繰上げるものであり、夜間に係る変更ではないため周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく松戸市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：31,671㎡
- 2 駐車場の収容台数：987台
- 3 駐輪場の収容台数：249台
- 4 荷さばき施設の面積：475㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：167m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前10時  
（年間30日に限り午前9時）  
閉店時刻：午後8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～午後9時30分  
（年間30日に限り午前8時から午後9時30分）
- 8 駐車場の出入口の数：9か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時～午後8時

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ゲオ君津南子安店
- 2 所在地 君津市南子安2丁目18番5号ほか
- 3 建物設置者 有限会社 代表取締役 川名 榮
- 4 小売業者名 株式会社フォー・ユーほか（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項

## (1) 閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午前0時

## (2) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時30分

(変更後) 午前9時30分から翌午前0時30分

- 6 変更年月日 平成19年12月14日

## 7 処理経過

- (1) 届出日 平成19年12月13日
- (2) 公告縦覧期間 平成20年1月11日～平成20年5月11日
- (3) 説明会開催日 平成20年1月31日 午後7時

## 8 市町村・住民等の意見

- (1) 君津市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：1,497㎡
- 2 駐車場の収容台数：31台
- 3 駐輪場の収容台数：11台
- 4 荷さばき施設の面積：29㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：8㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～翌午前0時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時～午後10時

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成20年6月2日通知

## &lt;理由&gt;

- (1) この届出は、閉店時刻の変更及び来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更であり夜間に及ぶ変更であるが、騒音の予測結果は一部の地点で基準値を上回るものの、近隣住民の了解を得ていることから、店舗周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく君津市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 コジマNEWユーカリが丘店
- 2 所在地 佐倉市南ユーカリが丘12番地1ほか
- 3 建物設置者 穂高株式会社 代表取締役 松岡龍雄
- 4 小売業者名 株式会社コジマ（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 開店時刻
    - （変更前）午前10時
    - （変更後）午前9時
  - (2) 閉店時刻
    - （変更前）午後9時
    - （変更後）午後10時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - （変更前）午前9時30分から午後9時30分
    - （変更後）午前8時30分から午後10時30分
- 6 変更年月日 平成19年12月15日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成19年12月3日
  - (2) 公告縦覧期間 平成19年12月28日～平成20年4月28日
  - (3) 説明会 平成19年12月27日 午後2時
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 佐倉市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,350㎡
- 2 駐車場の収容台数：54台
- 3 駐輪場の収容台数：40台
- 4 荷さばき施設の面積：52㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：20㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前9時～午後9時

第2 県の意見

「意見なし」 平成20年6月17日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻の繰上げ及び閉店時刻等の繰下げを行うもので、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は一部の地点で基準値を上回るものの、現況夜間の騒音レベルの方が大きく、店舗周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく佐倉市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。